

監 査 報 告 第 4 号

平成 2 9 年 3 月 1 6 日

泉佐野市長 千代松 大耕 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 新 田 輝 彦

監 査 結 果 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 1 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により、下記のとおり監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定による行政監査及び同条第 4 項の規定による定期監査

2 監査の対象部課

上下水道局【上下水道総務課、下水道整備課、水道工務課】、議会事務局及び総合行政委員会事務局【選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会】

3 監査の対象期間

平成 2 7 年度（平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

4 監査の実施期間

平成 2 8 年 1 1 月 1 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日まで

5 監査の実施方法

監査対象部課の財務に関する事務が、関係法令及び条例規則等の規定に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているか、さらに、事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第16項の規定に則ってなされているか、という点に留意し、関係帳簿等の実査及び担当職員からの説明聴取により実施した。

6 監査の着眼点

今回の監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行及び事務事業の運営に関する内容について、以下の項目に着眼して実施した。

(1) 文書の管理について

簿冊の保管、特に、個人情報記載文書の保管が適切に行われているか。

(2) 公印の管理について

公印の保管及び管守が適切に行われているか。

(3) 現金等の保管について

現金、通帳及び切手等の保管が適切に行われているか。

(4) 収入事務について

収納又は徴収が適切に行われているか。

(5) 支出事務について

資金前渡の精算が適切に行われているか。

(6) 旅費について

① 出張命令簿への記入漏れや押印漏れ等の不備はないか。

② 旅費の支給されない公用車使用による場合でも出張命令簿に記載されているか。

③ 旅費の精算が適切に行われているか。

(7) 備品の管理について

備品台帳の整理等が適切に行われているか。

(8) 契約事務について

① 工事契約、委託契約及び賃貸借契約の起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当か。

② 業者選定方法は妥当か。

③ 随意契約理由は妥当か。

- ④ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や印鑑漏れ等の軽微なミスがないか。
- ⑤ 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に保管されているか。

(9) 附属機関等について

法令又は条例に基づき設置されているか。

(10) 補助金・交付金等の交付について

- ① 交付要綱、要領等が適正に整備されているか。
- ② 目的及び補助額が適切に設定されているか。
- ③ 交付事務手続が要綱及び要領に基づき適正に行われているか。

(11) 負担金の支出について

支出目的及び負担額の計算方法が適切に設定されているか。

(12) 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について

- ① 目的及び使用料が適切に設定されているか。
- ② 申請及び許可等の事務処理が適正に行われているか。

(13) 特定事務の状況について

法令等に基づき適切に執行されているか。

(14) 公金外現金の取扱いについて

- ① 取扱いの方法等について、要綱等により規定されているか。
- ② 現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管が適正に行われているか。

7 監査の対象事務

(1) 上下水道総務課

- ① 文書・公印・現金等の管理について
- ② 収入及び支出事務について
- ③ 旅費の支出について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 補助金・交付金等の交付について
- ⑦ 負担金等の支出について
- ⑧ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について
- ⑨ 特定事務の状況について
 - ア 水道料金等の徴収事務について
 - イ 下水道受益者負担金の徴収事務について

(2) 下水道整備課

- ① 文書の管理について
- ② 支出事務について
- ③ 旅費の支出について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 負担金等の支出について
- ⑦ 行政財産目的外使用許可について
- ⑧ 特定事務の状況について

ア 下水道の普及状況について

(3) 水道工務課

- ① 文書の管理について
- ② 支出事務について
- ③ 旅費の支出について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 負担金等の支出について

(4) 議会事務局

- ① 文書・公印・現金等の管理について
- ② 支出事務について
- ③ 旅費の支出について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 補助金・交付金等の交付について
- ⑦ 負担金等の支出について
- ⑧ 特定事務の状況について

ア 政務活動費補助金の支出事務について

- ⑨ 公金外現金の取扱いについて

(5) 選挙管理委員会事務局

- ① 文書・公印・現金等の管理について
- ② 支出事務について
- ③ 旅費の支出について
- ④ 備品の管理について
- ⑤ 契約事務について
- ⑥ 負担金等の支出について

⑦ 特定事務の状況について

ア 選挙年齢引下げにかかる投票システム改修業務について

⑧ 公金外現金の取扱いについて

(6) 公平委員会事務局

① 文書・公印の管理について

② 支出事務について

③ 旅費の支出について

④ 備品の管理について

⑤ 負担金等の支出について

⑥ 特定事務の状況について

ア 措置要求、不服申し立て状況について

⑦ 公金外現金の取扱いについて

(7) 固定資産評価審査委員会

① 文書・公印の管理について

② 支出事務について

③ 旅費の支出について

④ 備品の管理について

⑤ 特定事務の状況について

ア 審査申出状況について

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

1 上下水道総務課

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

2 下水道整備課

おおむね適正に処理されていた。

3 水道工務課

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

4 議会事務局

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

5 選挙管理委員会事務局

おおむね適正に処理されていた。事前監査において見受けられた改善を要する軽微な事項については、口頭により改善を指示した。

6 公平委員会事務局

おおむね適正に処理されていた。

7 固定資産評価審査委員会

おおむね適正に処理されていた。

第3 意見

1 上下水道総務課

料金の収入率については、高いレベルにある。今後も今の状態を継続していただきたい。

2 下水道整備課

下水道の普及率について、今後も少しずつでも上げていただきたい。

3 水道工務課

有収率については、営業損益に直接影響するものであることから、その向上を図るため、さらなる努力を望む。

4 議会事務局

特になし。

5 選挙管理委員会事務局

委託契約の処理において不適切な処理が見られた。今後は、適正な処理を徹底するよう望む。

6 公平委員会事務局

特になし。

7 固定資産評価審査委員会

特になし。

8 共通事項

- (1) 限られた人員で多岐にわたる膨大な業務に対応されている。
- (2) 財務に関する事務執行については、おおむね適正に処理されている。
- (3) 事前監査の際に見受けられた事務処理における軽微な指摘事項については、直ちに是正されていた。